

独立行政法人北海道立総合研究機構森林研究本部林産試験場告示第2号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

令和8年(2026年)2月12日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長 小高 咲

1 入札に付する事項

(1) 委託等の名称及び数量

林産試験場ボイラー設備運転保守管理業務並びに電気設備保安管理業務一式

(2) 委託等の仕様

別紙業務委託処理要領による。

(3) 委託等の期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 委託等の場所

北海道旭川市西神楽1線10号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構森林研究本部林産試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていること。

(1) 令和7年度に有効な北海道の競争入札参加資格のうち、ボイラー等運転操作の資格を有すること。

(2) 北海道又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「道総研」という。)が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

なお、資本関係又は人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、競争入札心得第4条2項に該当しない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役等(会社の代表権を有する取締役(代表取締役)、取締役(社外取締役)

及び指名委員会等設置会社(会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。)の取締役を除く。)及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。)が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(5) 北海道内に、本店、支店又は営業所を有すること。

また、上記事業所において、当該業務に係る一級ボイラー技士3名以上、第3種電気主任技術者2名以上、ボイラー整備士、危険物取扱者(乙種第4類)、第一種電気工事士、高圧・特別高圧電気取扱者に対する安全衛生特別教育修了者を各1名以上常時雇用していること。

(6) 令和3年(2021年)1月1日以降に、1の(1)に定める契約と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる契約を締結し、かつ、誠実に履行を終えた者であること。

ただし、4に定める制限付一般競争入札参加資格の申請の日において契約期間中である者については、契約不履行又は契約違反がないと認められること。

(7) 委託等の場所での常駐者は一級ボイラー技士2名以上、第3種電気主任技術者1名以上とし、常駐者には、次の各資格を有する者がいること。

「ボイラー整備士、危険物取扱者(乙種第4類)、第一種電気工事士、高圧・特別高圧電気取扱者に対する安全衛生特別教育修了者」

また、常駐する電気主任技術者については、電気事業法第43条第3項の規定に基づき選任できる者であること。

3 資格要件の特例

(1) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会(以下「中小企業組合等」という。)が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(7)に掲げる従業員数等の資格要件にあっては、当該組合と組合員(組合が指定する組合員)の値の合計値とすることができます。

(2) 中小企業組合等が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(6)に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあっては、当該組合の組合員(組合が指定する組合員)が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(7)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期

令和8年(2026年)2月12日(木)から令和8年(2026年)2月25日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法

申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

郵便番号 071-0198

北海道旭川市西神楽1線10号

道総研森林研究本部林産試験場総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道旭川市西神楽1線10号 道総研森林研究本部林産試験場総務部総務課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道旭川市西神楽1線10号 道総研森林研究本部林産試験場講堂

(2) 入札日時

令和8年(2026年)3月9日(月) 午後1時30分から

(3) 開札場所

(1)に同じ。

(4) 開札日時

(2)に同じ。

7 入札保証金

入札保証金は免除する。

ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認められるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 契約保証金

契約保証金は免除する。

ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認められるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 落札者の決定方法

道総研契約事務取扱規則(平成22年4月1日規程第48号、以下「取扱規則」という。)第19条に規定する場合を除き、同規則第10条第1項の規定により定め予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

なお、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度入札を行い、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、取扱規則第28条第1項第5号の規定により随意契約によることがある。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できることにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 無効入札

開札のときにおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

取扱規則第19条の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(3) 最低制限価格

取扱規則第20条の規定による最低制限価格を設定している。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 道総研森林研究本部林産試験場総務部総務課

イ 郵便番号 071-0198

所在地 北海道旭川市西神楽1線10号

電話番号 0166-75-4233 内線 332

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の執行 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(12) 債権譲渡の承諾 契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾できることとしているので、留意すること。頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

(13) その他 この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。